

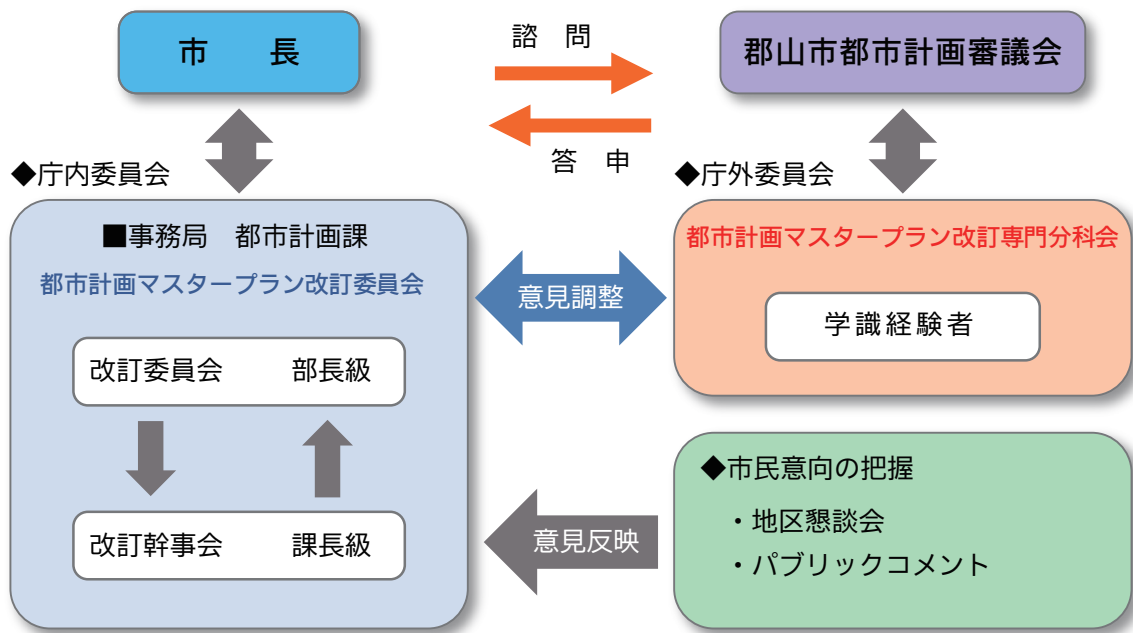
資料編



- 資－１ 郡山市都市計画マスタープラン改訂体制
- 資－２ 郡山市都市計画マスタープラン改訂経緯
- 資－３ 市民意見の聴取
- 資－４ 関連要綱など
- 資－５ 用語解説

資一 1 郡山市都市計画マスタープラン改訂体制

1 改訂体制



改訂の背景
序章
郡山市の現状と課題
第1章
都市づくりの基本理念と基本目標
第2章
将来都市構造
第3章
分野別方針
第4章
地域別構想
第5章
実現化の方途
第6章

2 郡山市都市計画審議会 名簿

区 分	審議委員氏名	主な役職
第1号委員 (市議会議員)	遠藤 義裕	市議会議員
	栗原 晃	市議会議員
	久野 三男	市議会議員
	諸越 裕	市議会議員
	柳沼 隆夫	市議会議員
	良田 金次郎	市議会議員
第2号委員 (学識経験者)	石堂 常世	(学) 郡山開成学園 郡山女子大学 副学長
	市岡 綾子	(学) 日本大学工学部建築学科 専任講師
	大槻 順一	郡山商工会議所 顧問
	高橋 京子	(公社) 福島県看護協会 会長
	樽川 啓	(株) ニノテック 代表取締役社長
	坪井 道子	(社) 福島県建築士会郡山支部 理事・女性委員長
	内藤 清吾	(株) 内藤工業所 代表取締役社長
	星 北斗	(社) 郡山医師会 理事
	宗像 勲	郡山市農業委員会 会長
	守屋 博子	(学) 郡山ザベリオ学園 学園長
第3号委員 (関係行政機関の職員)	原田 吉信	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所長
	鈴木 忠夫	福島県県中地方振興局長
	鈴木 良治	福島県県中建設事務所長
	遠藤 弘文	福島県郡山警察署長

(1号委員、2号委員はアイウエオ順)



●都市計画審議会

資一 1 郡山市都市計画マスタープラン改訂体制

3 郡山市都市計画マスタープラン改訂専門分科会委員 名簿

	専門分野	委員氏名	主な役職	備考
会長	都市計画	出口 敦	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授	臨時委員
委員	都市交通	久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	臨時委員
	都市工学	黒瀬 武史	東京大学大学院 工学系研究科 助教	臨時委員
	法律	遠藤 大助	弁護士	臨時委員
	教育	石堂 常世	郡山開成学園 郡山女子大学 副学長	審議会委員
	環境衛生	高橋 京子	(公社)福島県看護協会 会長	審議会委員
	行政	脇坂 隆一	国土交通省 東北地方整備局 都市調整官	臨時委員

(順不同 敬称略)



●改訂専門分科会

4 郡山市都市計画マスタープラン改訂委員会 名簿

役職名	職名
委員長	技監
副委員長	都市整備部長
委員	総務部長
	政策開発部長
	財務部長
	税務部長
	市民部長
	生活環境部長
	保健福祉部長
	こども部長
	農林部長
	産業観光部長
	建設交通部長
	下水道部長
	教育委員会事務局 生涯学習部長
	教育委員会事務局 学校教育部長
水道局長	
都市整備部理事	



●改訂委員会



●改訂幹事会

資一 1 郡山市都市計画マスタープラン改訂体制

5 郡山市都市計画マスタープラン改訂幹事会 名簿

役職名	部局	職名
幹事長	都市整備部	次長
副幹事長	都市整備部	都市計画課長
幹事	総務部	参事兼総務法務課長
		防災危機管理課長
	政策開発部	政策開発課長
	財務部	次長兼財政課長
		公有資産マネジメント課長
	税務部	参事兼市民税課長
		資産税課長
	市民部	参事兼市民・NPO活動推進課長
	生活環境部	参事兼生活環境課長
	保健福祉部	次長兼社会福祉課長
	こども部	こども未来課長
	農林部	参事兼農業政策課長
		農地課長
		林業振興課長
	産業観光部	産業振興課長
		観光課長
		産業創出課長
	建設交通部	次長兼道路建設課長
		道路維持課長
		総合交通政策課長
		河川課長
	都市整備部	住宅課長
		次長兼区画整理課長
公園緑地課長		
下水道部	開発建築指導課長	
	下水道総務課長	
	参事兼総務課長	
教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習スポーツ課長	
	文化課長	
教育委員会事務局学校教育部	学校管理課長	
水道局	参事兼総務課長	

改訂の背景
 序章
 郡山市の現状と課題
 第1章
 都市づくりの基本理念と基本目標
 第2章
 将来都市構造
 第3章
 分野別方針
 第4章
 地域別構想
 第5章
 実現化の方途
 第6章

資-2 郡山市都市計画マスタープラン改訂経緯

年月日	内容	場所
2014(平成 26)年		
8月27日	第86回郡山市都市計画審議会(諮問)	郡山市役所
10月8日	第1回改訂専門分科会	総合福祉センター
11月5日	第2回改訂専門分科会	ビッグアイ
	郡山市都市計画シンポジウム(290人参加)	メグレズホール
11月28日	第87回郡山市都市計画審議会	総合福祉センター
12月19日	第1回改訂幹事会	総合福祉センター
12月25日	第1回改訂委員会	総合福祉センター
2015(平成 27)年		
1月9日	第3回改訂専門分科会	ビッグアイ
2月3日	第88回郡山市都市計画審議会	郡山市役所
2月19日	第2回改訂幹事会	総合福祉センター
2月20日	第2回改訂委員会	総合福祉センター
3月5日	第4回改訂専門分科会	ビッグアイ
3月6日~25日	案の市民意見公募(パブリックコメント)	
3月26日	第89回郡山市都市計画審議会	総合福祉センター
5月27日	第90回郡山市都市計画審議会(答申)	郡山市役所



●郡山市都市計画審議会からの答申(平成27年5月27日)

資一 3 市民意見の聴取

1 郡山市都市計画マスタープラン地区懇談会の開催

第1回地区懇談会

No.	地区名	開催日	開催時間	会 場	参加人数(人)
1	富久山	11月 17日(月)	14:00～ 16:00	富久山行政センター 3階 視聴覚室	18
2	喜久田	11月 17日(月)	18:30～ 20:30	喜久田ふれあいセンター 研修室	17
3	富田	11月 18日(火)	14:00～ 16:00	富田公民館 和室	30
4	中田	11月 18日(火)	19:00～ 21:00	中田ふれあいセンター 会議室	13
5	熱海	11月 19日(水)	14:00～ 16:00	熱海公民館 集会室	12
6	三穂田	11月 19日(水)	18:30～ 20:30	三穂田ふれあいセンター 研修室1、2	19
7	大槻	11月 20日(木)	14:00～ 16:00	青少年会館 プレイホール	25
8	湖南	11月 20日(木)	19:00～ 21:00	湖南行政センター 大会議室	13
9	西田	11月 21日(金)	14:00～ 16:00	西田ふれあいセンター 2階 第1研修室	15
10	片平	11月 21日(金)	19:00～ 21:00	片平ふれあいセンター 2階 洋室	11
11	日和田	11月 25日(火)	14:00～ 16:00	日和田地域交流センター 第2集会室	12
12	逢瀬	11月 25日(火)	19:00～ 21:00	逢瀬コミュニティセンター 2階 中集会室	10
13	安積	11月 26日(水)	14:00～ 16:00	安積行政センター 3階 視聴覚ホール	16
14	田村	11月 26日(水)	19:00～ 21:00	田村公民館 集会室	26
15	旧市内(西)	11月 27日(木)	19:00～ 21:00	総合福祉センター 5階 集会室	26
16	旧市内(東)	11月 28日(金)	19:00～ 21:00	総合福祉センター 5階 集会室	23
合計参加者数					286

第2回地区懇談会

No.	地区名	開催日	開催時間	会場	参加人数(人)
1	片平	2月5日(木)	19:00～21:00	片平ふれあいセンター 2階 洋室	7
2	日和田	2月6日(金)	14:00～16:00	日和田地域交流センター 第2集会室	17
3	湖南	2月6日(金)	19:00～21:00	湖南行政センター 大会議室	11
4	田村	2月9日(月)	19:00～21:00	田村公民館 集会室	23
5	富久山	2月10日(火)	14:00～16:00	富久山行政センター 3階 視聴覚室	18
6	三穂田	2月10日(火)	18:30～20:30	三穂田ふれあいセンター 研修室1、2	19
7	喜久田	2月12日(木)	14:00～16:00	喜久田ふれあいセンター 第2和室	13
8	大槻	2月12日(木)	19:00～21:00	青少年会館 研修室2、3	21
9	安積	2月13日(金)	14:00～16:00	安積行政センター 3階 視聴覚ホール	19
10	富田	2月16日(月)	19:00～21:00	富田公民館 和室	25
11	熱海	2月17日(火)	14:00～16:00	熱海公民館 集会室	12
12	逢瀬	2月17日(火)	19:00～21:00	逢瀬コミュニティセンター 大集会室	6
13	中田	2月18日(水)	19:00～21:00	中田ふれあいセンター 会議室	15
14	西田	2月19日(木)	14:00～16:00	西田ふれあいセンター 2階 第2研修室	17
15	旧市内①	2月19日(木)	19:00～21:00	総合福祉センター 5階 集会室	32
16	旧市内②	2月20日(金)	19:00～21:00	総合福祉センター 5階 集会室	23
合計参加者数					278

資一 3 市民意見の聴取

2 パブリックコメントの実施

■募集期間

2015(平成 27)年 3 月 6 日 (金) ~ 2015(平成 27)年 3 月 25 日 (水)

■意見提出者数等一覧集計結果

- ・意見提出者数 3 人
- ・意見の件数 6 件
- ・内容別の意見件数

項目	件数
素案記載内容に関する意見	5 件
都市の現状と課題に関する意見	0 件
全体構成に関する意見	5 件
地域別構成に関する意見	0 件
その他の意見	1 件



●地区懇談会

3 郡山市都市計画シンポジウムの開催

「郡山市都市計画シンポジウム」

東日本大震災を踏まえた防災・減災の観点からさらなる「市民の安全・安心」と「災害に強いまちづくり」を目指した、今後の都市づくりの方向性について、都市計画、都市デザイン、交通計画の専門家をお招きし、議論頂きます。




「震災復興後の新たな都市づくりについて」

～躍動感ある都市のダイナミズムを求めて～

プログラム

第1部

基調講演

(13:40～14:30)

題目 スマート・コンパクト・シティ
郡山への提言

講師：出口 敦 氏
東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授

第2部

パネルディスカッション

(14:40～16:00)

【コーディネーター】
出口 敦 氏
東京大学大学院
新領域創成科学研究科
教授

【パネリスト】
久保田 尚 氏 埼玉大学大学院 理工学研究所 教授
石堂 常世 氏 郡山女子大学 副学長
星 北斗 氏 一般社団法人郡山医師会 理事
品川 萬里 氏 郡山市長



●都市計画シンポジウム 基調講演



●都市計画シンポジウム パネルディスカッション

資一 4 関連要綱など

郡山市都市計画審議会条例

昭和 44年 9月 12日
郡山市条例第 40号

(設置)

- 第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、郡山市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（平 11 条例 41・一部改正）

(組織)

- 第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
（平 11 条例 41・一部改正）

(委員及び臨時委員)

- 第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 市の議会議員 6 人以内
(2) 学識経験のある者 10 人以内
(3) 関係行政機関の職員 4 人以内
2 臨時委員は、必要のつど、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
（平 11 条例 41・一部改正）

(委員の任期)

- 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 臨時委員は、当該特別の事項の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
（平 11 条例 41・一部改正）

(会長)

- 第 5 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
（平 11 条例 41・一部改正）

(専門調査員)

- 第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。
2 専門調査員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
（平 11 条例 41・全改）

(会議)

- 第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（平 11 条例 41・一部改正）

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。
(平元条例40・平11条例41・平20条例5・平22条例3・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(平11条例41・一部改正)

資一4 関連要綱など

郡山市都市計画マスタープラン改訂専門分科会設置運営要綱

郡山市都市計画審議会都市計画マスタープラン改訂専門分科会設置運営要綱を次のとおり定める。
平成26年8月27日

郡山市都市計画審議会会長 大槻 順一

郡山市都市計画審議会都市計画マスタープラン改訂専門分科会設置運営要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき策定された郡山市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改訂について専門的な見地から調査し及び検討するため、郡山市都市計画審議会条例（郡山市条例第40号。以下「審議会条例」という。）第9条の規定に基づき郡山市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に都市計画マスタープラン改訂専門分科会（以下「分科会」という。）を置く。

(組織)

第2条 分科会は、郡山市都市計画審議会の委員のうち10人以内の委員をもって組織する。
2 分科会の委員は、審議会条例第3条第1項第2号に定める学識経験のある者である委員及び同条第2項に定める臨時委員のうちから、審議会の会長が指名する。

(分科会の会長)

第3条 分科会に分科会の会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。
2 分科会の会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
3 分科会の会長に事故あるとき又は分科会の会長が欠けたときは、分科会の会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議は、審議会の会長が招集し、分科会の会長が議長となる。
2 分科会が行った調査及び検討の内容並びに前項の会議の結果は、分科会の会長が審議会に報告する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

郡山市都市計画マスタープラン改訂委員会設置要綱

郡山市都市計画マスタープラン改訂委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成26年9月18日

郡山市長 品川 萬里

郡山市都市計画マスタープラン改訂委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき策定された郡山市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改訂について調査及び検討並びに原案の作成等を行うため、郡山市都市計画マスタープラン改訂委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの改訂に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 都市計画マスタープランの改訂に係る原案の作成に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープランの改訂に係る必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、技監をもって充てる。
- 3 副委員長には、都市整備部長をもって充てる。
- 4 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に、都市計画マスタープランの改訂について調査及び検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には都市整備部次長を、副幹事長には都市計画課長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、委員長の命を受け、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は、調査及び研究の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 7 幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

資一4 関連要綱など

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に必要な事項は幹事長が、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月18日から施行する。
(郡山市都市計画マスタープラン改訂委員会設置要綱の廃止)
- 2 郡山市都市計画マスタープラン改訂委員会設置要綱(平成20年11月19日制定)は、廃止する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、生活環境部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設交通部長、下水道部長、教育委員会事務局生涯学習部長、教育委員会事務局学校教育部長、水道局長

別表第2 (第5条関係)

総務法務課長、防災危機管理課長、政策開発課長、財政課長、公有資産マネジメント課長、市民税課長、資産税課長、市民・NPO活動推進課長、生活環境課長、社会福祉課長、こども未来課長、農業政策課長、農地課長、林業振興課長、産業振興課長、観光課長、産業創出課長、道路建設課長、道路維持課長、総合交通政策課長、河川課長、住宅課長、区画整理課長、公園緑地課長、開発建築指導課長、下水道総務課長、教育委員会事務局生涯学習部総務課長、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習スポーツ課長、教育委員会事務局生涯学習部文化課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、水道局総務課長

資一 5 用語解説

あ行

安積開拓

全国初の国の直轄事業として安積平野の開拓と安積疏水の開さくを行った事業。

安積疏水

猪苗代湖から安積原野に水を供給している疏水。日本三大疏水の一つ。

アメニティ

健康で文化的な生活環境。

インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、及び学校・病院・公園などの公共の福祉に関わる施設が該当する。

ウィンドファーム

集合型風力発電所。多数の風力発電機が一箇所に集まっている発電所。

エコまち法

「都市の低炭素化の促進に関する法律」の略称。

温室効果ガス

地球の気温上昇をもたらすガスで、地球温暖化の原因とされるもの。二酸化炭素やメタンなど。

か行

開発許可

一定規模以上の面積の土地に、建物を建てる場合に必要となる許可。

河川防災ステーション

水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するもの。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

区域区分

どこまでを市街地の範囲とするか、市街化区域と市街化調整区域を区分すること。

クラスター

ぶどうの房。地域拠点が集合したひとつの集合体を「ぶどうの房」に例えている。

郡山市通学路交通安全プログラム

未来を担う郡山の子どもたちを、交通事故から守るために、通学路における交通安全確保に向けた取り組み。

郡山都市圏

郡山市を中心とする通勤・通学などの区域。

高齢社会

65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が14%～21%未満を占める社会のこと。高齢化率が7%～14%未満の社会を「高齢化社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

コミュニティ

地域社会。市民が連帯感や信頼関係をもって支えながら生活を営む基礎的な生活空間。

コミュニティバス

従来の路線バスによるサービスを補うため、自治体が関与し、地域住民の交通利便性の向上を目的に運行されるバスのこと。

コンパクト

機能が集約して充実すること。

コンベンション

会議や大会など、多くの人々が集まり、人・モノ・情報などが交流する場、イベント。

資一5 用語解説

さ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、枯渇せず繰り返し使えて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少ないエネルギー。

産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所

2014(平成26)年4月に福島県郡山市に開所した。「世界に開かれた再生可能エネルギーの研究開発の推進」と「新しい産業の集積を通じた復興への貢献」を大きな目的とした、国内外の研究者をはじめとする様々な人々が集う、日本を代表する再生可能エネルギー研究発信拠点。

市街化区域

既に市街地になっている区域や積極的に市街地の整備を進めていくために定めた区域。

市街化調整区域

無計画に市街化が進まないように、原則として開発を抑制するよう定められた区域。

市街地開発事業

都市内の一定のエリアにおいて、公共施設の整備や宅地の開発などを総合的な計画に基づいて行う事業。

市街地再開発事業

市街地開発事業の一つで、老朽化した建物や細分化された土地にある小さな建物が密集する地区において、敷地を統合し、不燃化された共同建物を建てるための事業。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、提示された概念のことであり、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会の仕組みのことを指す。

小水力発電

水力発電の内、発電機の規模が、1000kW以下のものを呼ぶ。

人口集中地区

人の住む都市的な地域のこと。指標として、人口密度が1haあたり40人以上で、互いに隣接して人口が5000人以上の地区とされている。

スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

スマートコミュニティ

電力、水、交通・物流、医療、情報など、あらゆるインフラを統合的な管理・最適制御を実現したネットワークインフラのこと。

生活圏

人が行動する範囲・地域を指し、買物、医療、レクリエーション、教養、通勤・通学などの行動が主として行われる範囲(地域)をいう。

生活支援機能

日常生活を支える機能のこと。診療所、地域包括支援センター、子育て支援センターなどを指す。

生活利便施設

住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。具体的には、銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストアなどを指す。

生産年齢人口

15～64歳の人口。

セーフコミュニティ

「生活の安全と安心を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域の実情をデータを用いて客観的に評価し、地域活動団体、関係機関、行政等が協働により「市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくり」に取り組む活動を行っている地域のこと。

総合計画

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。

総合都市交通計画

徒歩・自動車・公共交通などの適正な分担や交通課題の対応を図る計画。

た行

第一次産業

産業を三部門に分類したうち、主に農業や林業、漁業、鉱業などの産業分野のこと。

第二次産業

産業を三部門に分類したうち、主に製造業や建設、電気・ガス業などの産業分野のこと。

第三次産業

産業を三部門に分類したうち、主に小売業やサービス業などの産業分野のこと。

大規模集客施設

床面積1万㎡超の店舗など。

太陽光発電

太陽光を直接的に電力に変換して発電する仕組みのこと。

地域包括ケア

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように、住まい・医療・介護・生活支援等が一体的に提供されるサービスのこと。

地区計画

地区の課題や特性をふまえられた、住民参加によって進められるまちづくりの手法。目標や方針を定めた上で、道路・公園の位置や建物の建て方のルールを定める。

中核市

人口30万人以上の都市で、国から指定された都市。

中心市街地

商業・業務など様々な都市機能が集まり、都市の「顔」とも言うべき場所。

調整池

集中豪雨などにより発生する局地的な出水を一時的に溜める池。

低炭素まちづくり計画

2012（平成24）年12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき策定される計画で、域内のそれぞれの地域特性を考慮したまちづくりにおいて、総合的な都市の低炭素化の取り組みを推進するための指針となるもの。

テクノポリス

先端技術産業や大学・研究機関を中核とした地域経済の発展を目指す高度技術集積都市。

都市機能

都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業など）のこと。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための計画。

都市計画区域

都市計画法の適用を受ける区域。市街化区域、市街化調整区域で構成される。

都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針のこと。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市計画マスタープラン

都市の将来像を明確にして、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするために定められる指針のこと。

資一5 用語解説

都市構造

市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表したもので、都市の将来像や都市づくりの目標を踏まえて、将来の都市の姿を分かりやすく示したものの。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するため、都市全体の構造を見渡しながらか、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることを目的とした法律。

都市施設

道路、公園、下水道など、都市における諸活動や生活を支えるために必要な施設。

都市の低炭素化の促進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律と両輪となって、都市の二酸化炭素排出量の削減を図り、都市の健全な発展を寄与することを目的とした法律。

土地区画整理事業

狭い道路や不整形な区画を整形に改善し、土地利用の増進を図るために行われる事業。

土地利用

市街地や農地など、目的をもって土地を活用すること。

トラックターミナル

(和製)truck + terminal 長距離輸送用トラックと集配用トラックとが、荷物を積み替える中継施設。

な行

ネットワーク

相互に連携すること。

年少人口

0～14歳の人口。

は行

パークアンドライド

車を郊外に駐車し、公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステム。

パーソントリップ調査

人の動きを調べ、交通の実態を把握する調査。

バイオマス

動植物などから生まれた生物資源の総称。バイオマス発電では、この生物資源を直接燃焼したり、ガス化するなどして発電する。現在では技術開発が進み、様々な生物資源が有効活用されている。

バイパス

市街地の交通混雑を避け、車を迂回(うかい)させるために設ける道路。

ヒートアイランド現象

都市の郊外部に比べ、都市部の方が気温が高くなる現象。

ビジョン

将来のあるべき姿を描いたもの。構想。

風力発電

風の力で風車をまわして、その回転運動を電力に変換して発電する仕組みのこと。

ふくしま医療機器開発支援センター

郡山市に整備される、医療機器の安全性評価、企業のマッチングやコンサルティング、医療従事者のトレーニング等を総合的に実施し、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する我が国初の医療機器開発支援拠点のこと。

ま行

まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定された法律。「まち・ひと・しごと創生」とは、「まち：国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成」、「ひと：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することが目指されている。

未利用地

土地の有効利用が行われていない土地。

モータリゼーション

自動車が生生活必需品として、社会に広く普及すること。

や行

遊休地

どのような用途でも使われておらず有効利用されていない土地。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、国籍、性別などの違いにかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人を使いやすい製品や建築・都市環境、サービス等の提供を目指そうという考え方。

用途地域

工場と住宅を分離するなど、用途の混在を防ぎ秩序ある土地利用を誘導するため、建物の用途に一定の制限を行う地域。第一種低層住居専用地域など12種類が都市計画法で定められている。

ら行

レクリエーション

休養、娯楽。日常生活に潤いを求めて行う余暇活動。

老年人口

65歳以上の人口。

英字


NPO

行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境など様々な分野で活動を行っている。
(非営利組織 Non Profit Organizationの略語)

PDCAサイクル (PDCA cycle、Plan-Do-Check-Action cycle)

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。





郡山市都市計画マスタープラン 2015
2015年6月

発行 郡山市

編集 都市整備部都市計画課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

Tel 024-924-2321 Fax 024-938-2720

E-mail tosikeikaku@city.koriyama.fukushima.jp

ウェブサイト <http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>

